

日本近代化への国際的条件（二）

大畑 篤 四 郎

三 「朝鮮問題」の登場

日露戦争によって日本の中国大陸への発展を志向する対外政策の路線——のちに検討するが、それはまた帝国主義政策の路線といって差支えないであろう——が設定されるまでの間、明治前半期の日本外交の直面した重要な課題は、条約改正問題と朝鮮問題であるといつて過言ではないであろう。条約改正問題については、既にみたとおりである。それでは、朝鮮問題はどのような内容を持ち、どのような発展をとげたか、また、いかにして条約改正問題とのかかわりあいを持ち、日清戦争の開始に、さらには日露の開戦に連結していったか。暫くそれらの問題を考察して、明治前期における朝鮮問題の意義を追究してみたい。

明治新政府はさきに「外国との和親に関する諭告」（一八六三・三・一〇、慶応四・二・一七）を発し、西欧諸国の使節を接受し、基本条約の結ばれていなかったスウェーデン・ノルウェー等の四カ国との間に、修好通商航海条約を締結する⁽¹⁾とともに、近隣の朝鮮と清国にも使節を派遣して正式国交の開始をもとめた。

そのうち清国に対しては、政府は明治三年七月、外務権大丞柳原前光を派遣して修好条約の予備交渉を行なわれ、翌年四月には大蔵卿（前外国官知事）伊達宗城および柳原前光を正副使節とする使節団を清国に派遣し、九月一日には日清修好条規、通商章程、海關稅則に調印し、ここに近代的な条約にもとづく国交關係を設定し、通商關係を開始した。この交渉に当り日本側は、西欧諸国と（清国と）の条約にならうことを主張し、条約の清国案に対しても「凡ソ西洋ノ我ニ望ム所、我ノ彼ニ拒ム所、必ス他國ノ条例ヲ援イテ之ヲ説ク、故ニ交際ノ道ハ専ラ画一ナルヘク、特ニ異例ヲ開キテ自ラ条規ヲ破リ以テ彼等ノ野望ヲ招クヘカラサルナリ。今兩國ハ天下注視ノ中ニ在リテ外見ノミ良キ約ヲ立ツルモ何ノ益スル所ソ、且其条規条章ハ斷シテ西洋ト輕重アルヘカラズ。之ヲ重クセント欲セハ西洋ハ妬ミテ之ヲ分タントスヘク、輕クセンカ、却テ侮リテ之ヲ詆ランノミ。況ンヤ今兩國均シク西洋諸國傍觀ノ下ニ在レハ、事毎ニ甚シキ枝節ヲ生スヘク、兩國ノ議セル条約ニシテ參差アラハ、只ニ実行スル能ハサルノミナラス、使者ノ努力セサリシモノト謂ハレ、何ノ面目アリテカ婦國復命スルヲ得ンヤ。……」と訴えた。⁽²⁾ 西洋諸國なみということであるが、清國側はこの論を受けいれず、「……（西欧諸國との条約にならうといつても）果シテ然ラハ則チ同文ノ國モ亦須ク俚俗ノ文字ヲ鈔襲スルノ要アルモノニヤ。且ツ送附セル条規、西洋ノ夫レト比シテ何処カ重ク何処カ輕キ、希クハ一一明指シテ以テ茅塞ヲ開カレンコトヲ……」⁽³⁾と頗る高圧的に日本の要求を拒否した。

結局、締結された日清修好条規では、相互に領事裁判權を承認し合う（第八条）、など相互對等を基礎として結ばれているが、同時に清國が西欧諸國に対して認めているような最惠國条項（「一律均霑」）、内地通商などの權利は日本には認められず、西欧諸國との關係では、日本は不利な立場を余儀なくされた。⁽⁴⁾ したがって、のちに日清條約を西欧

諸国と（清国と）の条約にならって改訂すべし、との論がおこるのであるが、この時点においては、日本側は清国の条約案を受け、条約締結に応じたのであった。

しかし、朝鮮との関係では、事情は一変していた。朝鮮に対しては、一三世紀以来対島の宗氏が外交事務を管掌していたが、明治維新後、新政府は基本的には対鮮外交を接収するとともに、現実には宗氏を通じて朝鮮と交渉することとし、対馬藩主宗義達を外国事務補心得に任命し、王政復古の事実を朝鮮側に通達せしめることとした。宗氏は、大修大差使樋口鉄四郎らの一行を朝鮮に派遣したが（釜山到着は明治元年二月一九日）、朝鮮側は国書の文言に従来の慣行に比して違格の多いこと、押印の異なること、⁽⁵⁾などをあげて使節を接受せず、釜山より帰国せしめた。その後日本側はたびたび朝鮮に文書を送り、あるいは使者を釜山に派遣したが、いずれも朝鮮側の受けいれるところならず、宗氏の家役が免ぜられ、外務省が直接対鮮外交を管掌するようになって、日韓交渉は依然、停滞して打開の見透しもなく寧ろ朝鮮側において日本に対し侮辱的な言辞や待遇がもちいられた。

ここに、日本国内には征韓論が澎湃としておこるのである。征韓論の主唱者は佐田白茅、丸山作樂、柳原前光、西郷隆盛、坂垣退助、江藤新平、大村益次郎、等々、対鮮外交の経験者や中堅政治家達であり、さらに禄を離れて失業した旧中、下層武士（旧志士の中核）らの間にひろまったが、注意すべきことは、識者の征韓の主張が、単純な攘夷論、報復膺懲論乃至侵略論ばかりでなく、当時の極東国際情勢との関連において論ぜられていたことであろう。

三〇大隊の派遣を提唱し、朝鮮出兵を公然と論議する端緒をつくった佐田白茅の第三建白書（明治三年三月）⁽⁶⁾にして、単純な報復や侵略論ではなく、「全三皇国」為一大城。則若蝦夷、呂宋、台湾、満清、朝鮮、皆皇国之藩屏也。蝦

夷業既創^レ開拓^レ。滿清可^レ交朝鮮可^レ伐。呂宋、台灣可^レ唾^レ手而取^レ矣。夫所^ニ以朝鮮之不^レ可^レ伐者大有^レ之。四年前。仏国攻^ニ朝鮮^一取^ニ助^レ。覬^ニ懷恨無^レ限。必^レ不^レ使^ニ朝鮮長久^一矣。又露国窃窺^ニ其動靜^一。米国亦有^ニ攻伐之志^一。皇国若失^ニ斯好機會^一而与之於外国^ニ則失^ニ我唇^一而我齒必寒……則不^ニ唯一^一拳屠^ニ朝鮮^一。大練^ニ我兵制^一又大輝^ニ皇威於海外^一。豈可^レ不^ニ神速伐^レ之乎哉^一との論拠によつてゐるのである。一層冷静な立場で、寧ろ「大戦に到らずして」朝鮮を服従せしめるためにも、「必らず一回の出兵を議定致し置」くことが必要であるとした柳原前光の「朝鮮論」(明治三年七月二八日)においても「皇国は絶海之大孤島に候得者、此後仮令相応之御兵備相立候共、周囲環海之地、万世終始を全ふして、各国と并立し、国威を皇張致候儀最大難事と存候、然る処朝鮮国之儀は、北は滿洲に連り西は韃清に接し候地にし、之を綏服すれば実に皇国保全之基礎にして、従来万国経略進取之基本と相成り、若他に先んぜられは、国事爰に休するに至り可申、且近年各国も彼地之国情を探り知りて頻に之を窺ふ者不少、既に魯西亞の如きは滿洲東北を蚕食し、其勢往々朝鮮を呑んとす、是皇国の一刻も輕忽に視るべからざる時と存候、況や列聖御垂念之地に候をや……魯仏英米の彼地(註 朝鮮)を属せんとする瞭然論を俟たず、然るに方今仏字交戦の事起り、魯国は字を後援するの風聞有之候得共、素より虎狼の国柄、歐羅巴動乱の際を窺ひ、亜細亜中を掠略するの機鋒必らず脱出し来るべく、且米国も亦兵を朝鮮に試るの説あり、是皇国の苟も因循すべきの日にある間敷と存候……」との立場から朝鮮問題の解決を主張してゐるのである。⁽⁸⁾江藤新平の征韓論も、清国経営、さらには世界争覇戦の第一段階としての主張であり、その他外務郷副島種臣のごとく、居留民保護のため出兵を主張した者、木戸孝允のごとく、寧ろ内政上の考慮から、外患を設定して国内改革の断行をはかろうとする意見⁽⁹⁾(木戸はのちに非征韓派に加わったが、佐田白茅は木戸の征韓論を

因循征韓論と評し本質は岩倉、大久保と同じであるとしている）、など各様の主張があつたが、元内閣書記官として其の間の事情に通じていた長沼熊太郎は外交政略としての征韓論、内治政略としての征韓論のあつたことを指摘し、前者に関しては、「蓋し我が外交の始め幕府の暗庸相吏其局に當りて国権を失墜し外廷の侮辱を来せしより先入主となる譬喩に漏れず新政府代りて其職を継ぐ後と雖ども外交の局面依然昔日の觀を存し終始其凌侮を免るゝ能はず外廷が邦廷を玩弄視するの狀態たる若し夫れ尋常の手段を以てせば独立の地位に立て国権を全ふする果して何れの日たるを知る可ざらんとす且つ往きに木戸大久保諸氏の欧米に使用するや此行条約改正の実行を担任したるに豈に図らんや諸氏の欧土に達するや外廷の剛腹なる到底容易に其効を奏するを得ずとの報あり此に至て内廷の諸氏益々感奮する所あるに似たり以てらく我宜しく韓廷の無礼忘慢なるに乗じて外征を起し国威を發揚し締盟の各国をして我新政府の剛毅果斷なる亦た幕府が暗弱怯柔なるが如きの比にあらざるを曉らしめ以て大に心肝に銘して其眼を拭はしむるにあらずんば勢ひ我目的を達する能はずと若し夫れ江藤新平等が前途に計画する所の如くんば我が罪を韓廷に問ふも其關係決して日韓の間に止まらず清廷の干涉を其間に逞ふする者あるべし是れ我が国威を發揚するの一大好機なり今夫れ支那四百余州の空氣固より已に腐敗せり我が銳卒を以て彼れに形し之れに勢ひ臨機其籌略を失するなくんば我勝算あるは必せり彼れ若し平かば宜しく割かしむるに教省の藩鎮若しくは要港を以てし且つ清廷を誘導して政体を改正し俱に国基を固ふせしめ而る後ち特使を露廷に派して盟約を訂し日清露の三国合同して英領の亞細亞に藩鎮せる者を衝き印度の如き全く羈絆を脱して独立ならしむ可し至此乎東洋の大計全く定り我が欧土に対し対等の目的先つ立たんと願ふに在廷の諸僚尽く前途の計画を同ふせりと断定す可らずと雖も其国威を張り国権を同ふせんと欲するの政略に至りては蓋し

太たしき異同なきを信ず」と要約している。また内治政略としての征韓論は、維新後の改革の状況が不満足で「猶ほ北条の後に足利の生ずるが如く恰も暗夜を出で、暗夜に入るが如きの観あらんとす是れ実に内治の一大病根たり而して今や此の病根を除かんと欲せば外征の余威を藉りて社会を振揚し一大改革を断行するより外あるなしとす」るものである。⁽¹⁰⁾ここでは後者については暫く措き、外交政略としての征韓論をみれば、それが極東における帝国主義的対立、条約改正交渉の不調、等の国際的状況のなかで、国威を発揚し、日本の国際的地位の向上（ひいて条約改正の目的達成）に資する一方策として唱えられていたことが知られる。のちに閣議において征韓論が審議された際、大蔵大輔井上馨（大久保大蔵卿の訪欧中財政の実権を掌握していた）は、財政的理由から出兵に反対したが、征韓論の根底にあるものは、まさに「歐洲的新帝国ヲ東洋ノ表ニ造出」しようとするものであったといつて過言ではないであろう。井上の政策はそれを実現するに当って、一層現実主義的、合理的であろうとしたものである。

征韓論は閣議において結論を得られないままに（明治六・六・一二の閣議に太政大臣三条実美より居留民保護のための出兵と特使派遣を提案、参議西郷隆盛は出兵を時機尚早とし自ら特使たることを主張、外務卿副島種臣は清国から帰国後、外務卿権限による事項として特使たることを主張し、西郷と対立）、欧米を歴訪して帰国した岩倉（具視）、大久保（利通）らは強硬に内治充実の優先を唱え、木戸もこれに同調した。但し彼等の主張は中央集権の確立、富国強兵、産業振興をはかることによって条約改正を促進し、「独立の体裁を全ふするの方略を立さる」ことを優先させるもので、征韓を絶対⁽¹²⁾に不可とするものではなく、一〇月二三日の岩倉太政大臣臨時代理の上奏にも「……凡是等ノ事先其情ヲ審ニシテ……其他船艦ノ設ケ、兵食の具、錢貨ノ備ヘ、及ビ内政百般ノ調理ニ至ル迄、預メ其順序目的ヲ定メ、而ル後ニ朝使ヲ発

遣スルモ、未タ晩トセザルナリ……」⁽¹³⁾とあり、結局、特使派遣（―征韓）の儀は無期延期とされたのである。

したがって、五参議の下野後に内治派の政府が組織されても、所謂台湾蕃社事件がおこると、事実上征韓派の圧力がたかまり（明治七年二月に発生した佐賀の乱は征韓派、攘夷派を刺激した）、非征韓の大久保、大隈両参議は、台湾土民の部落は無主の地とみなすべきで、日本領である琉球島島民の殺害に報復するのは日本政府の義務であるとして、出兵を前提として領事派遣、土地形勢の偵察を行なうことを主張した。⁽¹⁴⁾かくして明治七年、台湾征討が行なわれ、さらに大久保を清国に派遣し、清国に日本の出兵を容認せしめ、撫恤金、補償金の支払を認めさせる互換條款、互換憑單を成立させた（一〇・三一）⁽¹⁵⁾。

さらに朝鮮に対しては、明治八年に外務少丞・理事官の森山茂の交渉が失敗すると、政府は軍艦雲揚号ほか二隻を朝鮮沿岸に派遣し、江華島事件（雲揚号砲撃事件）が発生すると、黒田清隆（参議）、井上馨（元老院議員）を正副大使（全権弁理大臣）とする使節団を朝鮮に派遣し、日鮮修好条規を締結した（明治九・一八七六・二・二六）。日鮮修好条規は日本側に有利な不平等条約であったが（朝鮮の自主独立承認、開港場における日本人居留地設定、日本人の土地・家屋の賃借・造営権取得、片務的領事裁判権、関税については規定されず事実上無関税、その他）、ここで日本が朝鮮の自主独立を認めて（第一条）、朝鮮に対する清国の宗主権を否定したことは、そのこの日本の対鮮基本政策となったのである。

日本による朝鮮開国以後、日本の特権的な対鮮貿易は拡大され、朝鮮貿易における日本の独占的地位が確立されるとともに、朝鮮における日本の商業活動も大いに伸張した。⁽¹⁶⁾また朝鮮国内においては、国王らは日本より新式（洋式）の武器、農具等を輸入し、日本を先進国としてその援助により朝鮮国内の近代改革をはかろうとしたが、この

ことは従来の清国との親近関係を維持しようとする保守派を刺激するとともに、民衆の素朴な排外感情をも刺激することとなった。新式軍（別技軍）への優遇に対する朝鮮軍隊内部の不満から所謂壬午軍乱が発生し（明治一五、一八八二）、暴動は民衆にまで波及し、日本公使館は放火され、別技軍の指導に当たった堀本（礼造）少尉ほか一〇数名の日本人が殺傷され、花房（義質）公使ほかの公使館員は海上より日本に逃れる始末であった。

この事件に対し、日本の国内には再び開戦（武力膺懲）論と慎重（外交的解決）論とが対立したが、後者をとる井上外務卿の意見がいられ、花房公使の帰任後、日本側は強硬態度を持しつつ交渉を行ない、朝鮮側の陳謝、兇徒の処罰、遺族被害者への扶助料、ならびに日本の蒙った損害に対する賠償の支払、日本軍による日本公使館護衛、などを内容とする済物浦条約、開港場における日本人の遊歩区域拡大、日本公使・領事随員の朝鮮内地旅行権承認、等を内容とした日鮮修好条規統約を締結した（八・三〇）。

しかし、このことは絶対的には朝鮮における日本の勢力を増大させることにはなっても、清鮮宗属関係はさらに強化され、相対的には日本はかえって後退するに至った。事件直後、清国は、属邦保護ならびに属邦内の日本公使館保護を理由に、日本の反対にもかかわらず、朝鮮に出兵して反徒の鎮圧に当たった。さらに事件の落着後は清鮮商民水陸貿易章程を締結し、清国は朝鮮を属邦として遇することを明らかにし、片務的領事裁判権を設定し、他国の均霑し得ないような諸特権を取得した。欧米諸国も朝鮮の自主独立を認めず、寧ろ清国を支持し、或は別に朝鮮と個別交渉をして、日本に先んじて有利な特権を取得する、という状況であった。⁽¹⁷⁾

この間、国内においては自由民権運動の昂揚を背景に、所謂明治一四年の政変が生じ、これを契機に、松方財政の

もとで殖産興業政策は新たな発展をとげ、官営企業を既成の「政商」資本に払い下げ、且つ他方では紙幣整理を断行して、西南戦争以来のインフレーションの傾向を収束することによって、産業資本（＝財閥資本）の育成、強化を促進し、デフレーション政策による中小企業の分解とも相なつて、巨大資本・独占資本主義の方向における産業資本主義の確立の基礎が形成されるようになったのである（所謂、資本の本源の蓄積期を構成）。また政治的には、政府は自由民権派の主張に応じて一〇年後の国会開設を約束するとともに、絶対主義的な明治憲法の起草に着手し、軍備拡張を推進し、他方、自由民権運動は厳しく弾圧する政策をとった。こうしたなかで自由民権運動は次第に分解し、左派は社会主義運動に走り、右派は政府に接近するとともに（絶対主義的要因とブルジョア的要因との愈着。明治後期以後の「市民」社会の性格を規定）、一部は眼を朝鮮や大陸に向けて、アジア主義的方向を志向するようになるのである。⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾

明治一八年の朝鮮事件（甲申の変）は、日本の社会がこのような新たな発展をとげようとしている時期に発生した。朝鮮における開化派（独立党）の指導者、金玉均や朴泳孝等は、かねて日本の力をかりて朝鮮改革の志を果そうとして機を窺い、日本側でも、井上外務卿はじめ各界は朝鮮を「独立」せしめようとしていたが、清仏戦争の勃発（一八八四、明治一七）直後、政府は朝鮮通の民間人井上角五郎を朝鮮に送り、さらに帰国中の竹添（進一郎）公使を朝鮮に帰任せしめた。この井上や一部日本側分子と独立党首脳の間⁽²²⁾に練られていたクーデター計画が実行されたのが甲申の変であるが、この事件は、朝鮮政府側の要請によつて清国軍が出動し、クーデター派の要請によつて出動した日本軍と衝突するなどの経過をへて、クーデターは失敗のうちに落着をみたのである。

このことは、日本の朝鮮政策を貫徹させるためには、清国との衝突が不可避であることを示していた。事実、朝鮮

に対しては——事件の原因に遡ることなく——日本の蒙った損害に対する朝鮮側の責任を問うような方式で、漢城条約を締結（明治一八・一八八五・一・九）したが、清国に対しては清国との武力衝突をも覚悟した朝鮮出兵説乃至朝鮮の日清共同保護説も出たほどであった。⁽²³⁾しかし、なお政府は摩擦を回避しようとする井上、伊藤（博文）らの慎重論により、外交的解決をはかることとなった。その結果締結された天津条約（明治一八・四・一八）では、朝鮮出兵の際の手続上の規定をもうけたに過ぎず（第三条）、朝鮮をめぐる日清両国の関係の実質的調整は、将来にもち込まれたのである。

天津条約的締結直前、四月一五日には、イギリスが朝鮮の巨文島を占領した。占領は露鮮密約説に対してこれを牽制しようとするものであったが、このような情勢の中でも、清国は井上外務卿の提起した、朝鮮に対する政策のすべてについて事前にまず日清間に協議することを骨子とした「韓廷監察案」⁽²⁴⁾を拒否し、朝鮮を属邦とする態度を、ますます強め、イギリスも亦朝鮮に対する清国の宗主権を承認したのであった。他方、条約改正交渉でのイギリスの壁は厚かったので、井上外務卿は、条約改正予会議では内地開放を声明し、条約改正会議では英独案を原則的に受入れ、折衷的な条約改正を現実的なものとして、これに応じようとしたのであった。⁽²⁵⁾

このような情勢に変化をもたらしたのは、シベリア鉄道起工（明治二三、一八九〇）に示されるロシアの極東政策の積極化であり、この時イギリス側は青木（周蔵）外相の条約改正案に接近し、原則的に日本の主張を認めるようになった（但し青木外相は間もなく大津事件の発生により辞職、後継榎本〔武揚〕外相時代には条約改正案調査委員会を設置したのみで、具体的交渉に移らずして辞職）。また、この時期までに日本にとって中国市場の重要性が著しくたかまったので、こ⁽²⁶⁾

こに条約改正交渉の妥結と朝鮮（―清国）問題を日本に有利に解決するのを必要とする時期は、いよいよ接近したものである。換言するならば、「欧州的新帝国」形成がますます現実のものになろうとする時機が接近したといってもよいであろう。

四 日清・日露戦争の意義

日清戦争と日露戦争については、必らずしも同列に論じ得られない面もあり、且ついずれも多くの紙数を費して論じなければならぬ大事業であつた。しかしここではそうした実証的研究については別稿に譲り、⁽²⁷⁾ここではその基本的な性格について一瞥することにしよう。

日清戦争の勃発は、明治二七年（一八九四）二月以降の東学党の乱の拡大が直接の契機である。朝鮮政府は反乱が頂点に達したので、六月三日夜には清国にその鎮定のために軍隊の出動をもとめた。清国はこれに応ずるとともに、天津条約（第三条）にもとづいて日本に連絡したが、この通告文に、派兵援助は「属邦保護」の旧例によると述べていたので、日本は（清国の出兵それ自体は認めながらも）朝鮮を清国の属邦とは認めないことを通告し、別に日本公使館の護衛、居留民の保護を理由に朝鮮に出兵した（六・五勅裁、六・一二先発部隊仁川到着）。しかるに、日清両軍が朝鮮に到着すると反乱は急速に収束し、外国軍隊駐留の理由を失なつたので、日本は新たに朝鮮の内政改革問題を提起し、清国に共同改革を提案したが、朝鮮を属邦とみなし宗主権を主張している清国がこれに応ずる筈がなく、日本は既定方針通り単独に朝鮮の「内政改革」を実行することとして、軍を景福宮に入れ大院君を擁立するクーデターを

行ない、大院君をして清鮮通商三条約の廃棄を宣言せしめ、ついには日清間の武力衝突に至るのが開戦に至る経過の概要である(七・二五豊島沖で敵対行為開始、八・一宣戦布告)。

開戦につき、開戦に導いたのは軍部であり、陸奥外相は朝鮮における日清両国の勢力均衡の維持をはかる慎重な外交をとったとして、軍部と政府(陸奥外相)の二重外交が指摘されている。⁽²⁸⁾しかし、二重外交の弊が明確に示されるのは日露戦争以後であり、陸奥外相の開戦外交が慎重なものであったとしても、開戦に至る日本の対鮮政策に軍と政府との間に分裂乃至矛盾があったとは思われず、寧ろ基本的には両者の政策は一致しているとみらるべきであらう。⁽²⁹⁾そして陸奥外相が指摘しているように、朝鮮の内政改革あるいは清鮮宗属問題といっても「畢竟其本源ニ遡レバ日清両国ガ朝鮮ニ於ケル権力競争ノ結果」⁽³⁰⁾であり、その意味では、日清戦争は朝鮮をめぐる勢力葛闘の結果であり、素朴な power politics に由来するものであるが、同時に明治初年の征韓論者の構想(前節)がようやく実現の端緒を得たということもできよう。なお、日清戦争を、日本産業資本主義の朝鮮市場獲得の志向にもとづくもので、ブルジョアが戦争遂行の主体であるとする説もあるが、資本主義の成長度や開戦の経過などから、通説はこの段階においては否定的で、寧ろ政治的・軍事的要因が戦争の主動因とみられるべきであらう。⁽³¹⁾

また陸奥外相は、前記の「権力競争」の根底にあるものとして、「一〔註 日本〕ハ西欧的文明ヲ代表シ他〔註 清国〕ハ東亜的習套ヲ保守スル」日清両国の「西欧的新文明ト東亜的旧文明トノ衝突」を指摘し、これが日清戦争の根本原因であると指摘している。⁽³²⁾陸奥外相はさきに、政府の条約改正交渉に対する国内の反対を鎖国的、攘夷的、あるいは攘夷的保守論ときめつけているが、この一種の文明史観は、「我帝国ヲ化シテ歐洲的帝国トセヨ我国人ヲ化シテ歐

洲的人民トセヨ歐洲的新帝國ヲ東洋ノ表ニ造出セヨ只タ能ク如此ニシテ我帝國ハ始メテ條約上泰西各國同等ノ地位ニ躋タル事ヲ得可シ我帝國ハ只タ之ヲ以テ獨立シ之ヲ以テ富強ヲ致ス事ヲ得ベシ」とする井上外相の構想を敷衍し、あるいはブルジョア・イデオログとしての福沢諭吉の「脱亜論」に基調を同じくする、といつてよいであらう。

日清戦争後の構和条約（下関条約、明治二八・一八九五・四・一七）で、日本は朝鮮の完全獨立を承認させた（第一条）ほかに、遼東半島および附属島嶼、台湾、澎湖諸島を日本に割讓せしめ（第二条）、賠償二億兩^{（イ）}の支払（第四条）、戦前諸条約の失効と新通商航海条約の締結（第六条、その間日本は片務的最惠国待遇享有、ほかに開港・開市、開港市場における營業權、等について規定）、等々を取りきめた。新通商航海条約は「現ニ清國ト歐洲各國トノ間ニ存在スル諸条約章程ヲ以テ」基礎とすることとされ、明治二九年七月二一日に締結された新日清通商航海条約は、したがつて日本に有利な不平等条約であつた。^{（33）}また、清國からの賠償金取得は日本の金本位制確立に寄与するところがあつた。^{（34）}さらに日清戦争以後、清國における日本の通商活動は拡大されたが、この時点において産業資本の確立を認めるのは寧ろ少数説のように思われ、他方、産業構造上、早熟的な独占の形成と資本輸出の行われたことが指摘されている。^{（35）}こうした經濟的基盤の未成熟にもかかわらず、政治的には、清國から領土を割讓せしめ、西欧諸国なみの有利な通商航海条約を獲得したことによつて、帝國主義への轉換がとげられたようにみえたが、現実には、これを阻むような國際政治的な要因があつた。

日清講和条約締結直後（四・二三）、ロシア・ドイツ・フランス三国による三国干涉がなされた。これは、日本が遼東半島を領有することは、一、清國の首都を危くし、二、朝鮮の獨立を有名無実のものとし、三、したがつて将来

の極東の永久の平和に障害を与える、ことを指摘して、日本に遼東半島の放棄を勧告するものであった。政府はこの勧告に対し、一、勧告の拒絶、二、国際会議による処理、三、勧告の受諾、の三案について審議したが、第一案は三国との全面的な衝突を覚悟しなければならないのでとり得ず、第二案は英米など一部諸国に打診したが、各国とも国際会議に應ずる見込みもなく、やむを得ず政府は第三案をとり、清国との間に遼東半島還附条約を締結した（一一・八）。

遼東半島の放棄は、極東における帝国主義的対立・抗争のなかで、日本がようやく西欧諸国に伍して帝国主義国として自立し、発展しようとした矢先に加えられた衝撃であり、極東における新興勢力としての日本の前途のますます困難であることを予想させた。また初期議会における論争（法典論争や条約改正論争）とその後の日清戦争を通じて昂揚した日本のナショナリズムが、三国干渉によって受けた挫折感は深刻なものがあつた。のみならず、日清戦争以後、ロシア、ドイツ、フランス、イギリス、等の諸国の中国（清国）進出は著しいものがあり、租借条約、不割譲宣言、鉄道敷設権の取得、等々により中国を蚕食し、三国干渉の主役となつたロシアはのちに、日本に放棄させた遼東半島を租借するに至つた（一八九八・三・二七）。ここに国内には「臥薪嘗胆」のスローガンが叫ばれ、就中ロシアに対する報復が叫ばれる一方、日本の対清韓政策（極東政策）の再検討がもとめられたのである。

日清開戦とともに一般世論ばかりか、識者の論調も、朝鮮における外部勢力の排除を東洋平和のために不可欠とし、甚しきは清国併合を唱えるなど、概ね戦争を支持するものが多かったが、その中にあって、たとえば渡辺修二郎は、対清韓政策は即ち対欧政策であることを指摘し、「我対韓策ト対清策ニシテ苟モ誤ルコトナクンバ我帝国ノ盛運

テ益シ因テ以テ世界ノ形勢ヲ一変セシメ、独リ東洋ノミナラズ全世界ニ覇タルコト是ヨリ期スベク、之ニ反シ、我國ニシテ若シ對韓策ト對清策ヲ誤ラバ則チ我國ノ大事去リ、世界ニ於ケル日本國ナキニ至ラン……」と述べ、朝鮮の獨立を危くする勢力は清國その他の勢力ではなく、實にロシアであることを指摘して、その對策を考究すべきことを主張している（但し彼はフランスとの同盟を主張している）。⁽³⁶⁾ 日清戦争後は外交通の稲垣滿次郎が「戦ひに勝つも外交に負くる」経験（三国干渉をさす）に鑑みて、近い将来に想定される戦争の時期（一、独逸伊三国同盟の期限満了する一八九八年、二、シベリア鐵道全通の時期——一九〇〇年と予想、三、日本の實力の充實した時期——一〇年後に想定し、「此時に至れば亜細亞の処分は日本の考ふ如くし、若し之に異議を言ふものあれば其國の大小を論ぜず、日本の實力を以て之を排斥せざるべからず」としている）に備えて、軍備擴張と、貿易、商工業を活潑にして富力を増加すること、對外施策を強化すること、をあげている。この「外交の擴張」については、さらに、諸國と通商條約を締結し、外交官の機能を強化し、「外征進化的大勢の他の原素なる『ナショナル、インテレスト』即ち國利を進めること」、その他の具体的な施策を勸説している。⁽³⁷⁾ のちの日英同盟から日露開戦に至る小村外交（五四—五七頁）は、まさに新しい状況において、日本の國家的利益を最大限に伸張させようとした外交と認められるであらう。

政府においては、日清戦争後も、朝鮮（韓國）に勢力を確立しようとしたが、⁽³⁸⁾ 清國の敗退に乗じて極東に勢力を増大してきたロシアは、朝鮮にも勢力を擴張しようとしてきたので、ここに日本は朝鮮問題についても、清國にかわり、新たにロシアとの間に關係を調整しなければならなかった（閔妃殺害事件、小村・ウエーバー覚書、山県・ロバノフ議定書、西・ローゼン議定書、等）。⁽³⁹⁾ さらに、政府はアメリカのヘイ（John Hay）國務長官の提唱した清國にお

ける門戸開放・機会均等原則に賛意を表明し（明治三二・一八九九・一二・二六）、同様の基礎に立つ英独取極（揚子江協定）にも加入し（二〇・二九）、あるいは政界や民間にも「支那保全」論がたかまるなど、中国をめぐる国際関係に対する積極的な関心が増大したのである。明治三三年（一九〇〇）の北清事変に際し、日本は共同出兵に参加し、寧ろその中心勢力の一つとなったが、このことは、ほぼこの時点には日本の極東政策が朝鮮からさらに中国大陸への進出と、一段とエスカレートされたことを示している。

しかも、北清事変が解決されてからも（明治三四・一九〇一・九・七北清事変最終議定書⁽⁴⁰⁾）、ロシアは満州に軍隊を駐留せしめ、事実上満州を占領状態においた。こうした状況に対し、ロシアの南下政策——満州支配と朝鮮への進出——を阻止する方策として、日露協商論と日英同盟論との「二大外交の論争」があったのである。しかし日露協商論が、基本的には power politics (balance of power) の原理にもとづいて、満韓における日露の勢力範囲を分割しようとする旧来的な外交方式であるのに対して、小村（寿太郎）外相らの主張した日英同盟論は、同盟の結成によってロシアの南下を抑制し、韓国問題を解決し得るばかりでなく、指導的な帝国主義国であるイギリスと結ぶことによって、通商・財政上の便益を獲得し、清国における日本の通商活動や勢力を増進させることができる、という利点を考慮したものであった（明治三四年二月七日の元老會議に提出された小村外相意見書）。即ち、単なる勢力範囲の分割ではなく、それによって、韓国を日本の勢力下に確保することばかりでなく、同時に清国に対する経済的進出の機会をも得て、日本外交を帝国主義的植民地政策の軌道にのせようとした政策なのであった。⁽⁴¹⁾

結局、元老會議はこの意見書を支持して日英同盟締結方針を決定し（明治三四・一二・七）、その結果第一次日英同盟

(日英協約)が締結された(明治三五・一九〇二・一・三〇)。同条約は、イギリスは主として清国に関し、また日本は「其清国ニ於テ有スル利益ニ加フルニ韓国ニ於テ政治上並商業上及工業上格段ニ」有する利益を相互に承認し、必要な措置をとり得ることとした(第一条)。日英同盟の締結後、同年一〇月二日の閣議では、清韓における諸事業經營費四七九万円を三六年度予算に計上する「清韓事業經營費要求請議」を決定したが、その説明(小村外相)には「商工的活動ト国外起業ノ競争ハ近時國際關係上ノ一大特象ニシテ其発動極東ニ於テ最モ著シトナス試ニ數年以來歐米諸邦カ東亞大陸就中清国ニ於テ企画スル所ヲ見ルニ或ハ鉱山ニ或ハ鐵道ニ或ハ内地水路ノ利用ニ其他各種ノ方面ニ於テ各其利權ノ拡張ニ熱中シ銳意經營敢テ或ハ及ハサランヲ恐ル然ルニ僅ニ一葦水ヲ隔テ利害關係亦最モ緊切ナル帝国ノ此等地方ニ於ケル施設ヲ顧ルニ未タ多ク見ルヘキモノアラス之レ朝野ノ頗ル遺憾トスル所ナリ」として、日清戦争、北清事変によつて日本の國際的地位は向上し、日英同盟締結によつて日本の声望はさらにたかまつたので「此機ニ乘シ清韓二国ニ於ケル我事業ノ經營ヲ拡張シ以テ帝国現有ノ地位ニ副フノ利權ヲ収ムルハ当務ノ急ニ属シ……」「……以上各項(註 京釜鐵道建設起債、京義鐵道敷設權・海關收入管理權・馬山三浪津間鐵道敷設權の獲得、日清銀行設立、天津・上海に商品陳列所設置、清国における諸事業調査)ハ孰レモ清韓經營上当面ノ急務ニ属シ今ニ於テ荏苒其着手ヲ遷延スルトキハ空シク国運進張ノ好機ヲ失シ或ハ延テ列國競争場裏ニ於ケル我立脚地ヲ喪フニ至ラントス」と述べられて⁽⁴¹⁾いる。条約上西欧諸国と対等の立場に立つというよりも、また朝鮮における政治的な支配權力を争うというよりも、ここに至つて、まさに実質的な帝国主義国として清韓に臨み、活動しようとする意図が明瞭に示されるのである。「歐洲的新帝国ヲ東洋ノ表ニ造出」しようとする構想をようやく実質的にも達成させようとしたのである。

日英同盟の成立は一時的にロシアを後退させたが(一九〇二・四・八露清間の満州撤退条約)、間もなくロシアは満州に軍隊を増強して、清国に圧力を加えた。さらにロシアは竜巖浦を占領してその租借を要求する、など韓国にも圧力を加えようとしたのである。ここに日本は満韓問題についてロシアとの関係を調整する必要性に迫られた。ロシアが清国に新たな満州撤兵七条件を提出した直後、明治三六年四月二一日の無隣庵会議(伊藤、山県、桂、小村が出席)では、一、ロシアが満州還附条約を履行せず、満州より撤兵しない時は抗議する、二、満州問題を機として朝鮮問題を解決する、三、朝鮮については日本の優越権をロシアに承認せしめて一步も譲らない、四、日本は満州におけるロシアの優越権を認め、これを機として朝鮮問題を根本的に解決する、ことに意見が一致した。さらに六月二三日の御前會議で承認された対露交渉方針案は、「交渉ノ主眼ハ韓国ノ安全ヲ図リ随テ又満州ニ於ケル露ノ行動ヲ可成条約ノ範圍内ニ限り之ヲシテ韓国ノ安全ニ影響スルコトナカラシメ以テ帝国ノ防衛ト經濟上ノ利益トヲ全クスルニ在リ」との基本的な方針を明らかにしていた。ロシアとの交渉に当り韓国問題の解決(―韓国に対する日本の支配権の確立)を實現しようとしたことが判るが、同時にそればかりでなく(或はそのためには)交渉の枠組を韓国問題にのみ限定するのではなく、満州におけるロシアの行動をも一定限度に規制しようとしたことが判るのである。事実、その後の日露交渉では、日本は韓国における日本の優越権については一步も譲らなかつたばかりでなく、同時に単なる満韓交換論ではなく、満州問題を交渉の範圍外としようとするロシアの提案を拒否して、満州におけるロシアの經濟的優越権は認めても、政治的(―軍事的)な優越権、即ちロシアの満州支配の現状を認めようとはしなかつたのである。⁽⁴³⁾

日露開戦外交において、日本が満州を市場として要求しようとしたとか、ブルジョアジーのイニシアチブを認める

ことは実証的には困難で寧ろ否定さるべきであるが、同時に問題を韓国問題に矮小化することも正しくないと思われる⁽⁴⁴⁾。政府は既に、清国における他の帝国主義議国の活動に見合うほどの日本の事業活動に積極的な関心と野心を示していたし、日露交渉の内容も、その争点は実質的には寧ろ満州問題であつた。開戦に当り軍と政府との密接な関係を指摘することはできるが、開戦に直接に影響を与えたほどのブルジョアジーの圧力や推進力を認めることはできない⁽⁴⁵⁾。しかしこのことは、日露戦争が絶対主義権力による単純な（領土的な）植民地再分配（「朝鮮確保」）のための戦争とみなすよりも、開戦後のブルジョアの戦争への協力や、さらには戦争終結後の日本帝国主義の発展（それは単純に日露戦争の勝利によって―結果として偶然的に―可能になったというよりも、寧ろ開戦前からの日本の対清韓政策のコロラリーとして把握さるべきであろう。なお次節参照）をみれば、寧ろ資本主義的發展の立遅れ、未成熟を補充、代位するものとしての政治（外交）的乃至軍事的要因のイニシアチヴのもとに開始された戦争とみなすことができる⁽⁴⁶⁾。したがってそれは基本的には帝国主義戦争と目さるべきであり、日本の国内的要因（資本主義的發展の絶対主義的要因への愈着乃至依存、四七頁参照）と当時の国際的条件（極東における帝国主義的対立のなかで帝国主義国として自立）との相関のもとで生ぜしめられた、帝国主義的發展の、あるいは後進国「近代化」の特殊型として理解されることができよう。但し主観的には、特に国民世論としては、日露戦争が、ロシアの南下政策によって危くせしめられた日本の国際的地位をまもるための、一種の防衛戦争としてとらえられたことも、また止むを得ないところであつた。開戦後の政府の意識的な世論操作もあつたが、一般には寧ろ前記の国際的条件がクローズアップされ、意識としてはもっぱら防衛戦争、国民戦争としてとらえられたのである。

日露戦争後の講和条約（明治三八・一九〇五・九・五）によって、日本は韓国における政治的・軍事的優越権をロシアに承認せしめ（第二条第一項）、清国の承認を得てロシアの遼東半島租借権、東清鉄道南滿州支線および関連諸権利、特権、譲許を移転譲渡せしめ（第五、六条）、北緯五〇度以南の南樺太を附近島嶼とともに日本に割譲せしめた（第九条）朝鮮については既に戦争中政府は「韓国保護権確立の件」（一九〇五・四・八）によって保護条約締結方針を決定し、第二回日英同盟では、イギリスをして、日本が韓国に有する政治的、軍事的、経済的利益を擁護増進するため正当且つ必要と認める指導、監理、保護の措置をとる権利を有することを認めさせた（第三条）。戦後は、韓国保護条約（明治三八・一九〇五・一一・一七）、韓国の内政全権掌握協約（明治四〇・一九〇七・七・二四）、韓国司法および監獄事務委託に関する覚書（明治四二・一九〇六・七・一二）をへて、韓国併合条約（明治四三・一九一〇・八・二二）によって、ついに韓国を併合するに至るのである。また遼東半島租借権、南滿州鉄道等の譲渡については、別に日清協約によって清国にこれを承認せしめ（明治三八・一九〇五・一二・二二滿州に関する日清協約および附屬協定）、南滿州鐵道を中心としたその後の滿州經營が開始されるのである。

国内においてもこの段階において、ようやく産業資本主義の確立をみ、日露戦争以後、日本は名実とともに極東における有力な帝国主義国としての地位を確立するようになるのであるが、その段階については、いざれ細密に検討するを要する。

日清・日露戦争は、朝鮮をめぐる勢力争覇より、名実ともに「欧洲的新帝国」の形成に至る過渡期における戦争であった。同時に、そうした日本の地位の確立をもたらしたのは、これら二つの戦争を通してであることに注意しな

ればならないのである。⁽⁴⁷⁾

(未完)

註 (1) これらの条約は、なお日本がその他の西欧諸国と締結している諸条約と同様の不平等条約であった。

(2) 六月一八日柳原前光より応宝時、陳欽宛書簡(王芸生「六十年来中国与日本」訳文は長野勲・波多野乾一訳「日支外交六十年史」第一巻、昭和八年建設社、六〇―六二頁)。

(3) 返簡は同上書六二―六四頁。

(4) 臼井勝美「条約改正と朝鮮問題」(『岩波講座 日本歴史』第一七巻 近代 4 [昭和三十七年岩波書店]) 九〇頁。

(5) たとえば国書には「……我邦皇祚聯縣、一糸相承、総覽大政二千有余歳矣……爰我皇上登極、更張綱紀、親裁万機、欲大修隣好、而貴国於我也、交誼已尚矣、宜益篤懇款、以歸万世不渝、是我皇上之誠意也……」と述べていた。朝鮮では国書の皇、勅の字を特に問題とした。また、宗氏は従来朝鮮国王より贈られた印章を使用していたが、新政府は大使派遣に際し「平朝臣義達章」の新印を使用せしめた。

(6) 田保橋潔「近代日鮮関係の研究」(昭和一五年年朝鮮総督府、昭和三八―三九年文化資料調査会) 上巻三〇二頁。

(7) 佐田白茅「征韓論の旧夢談」(明治三六年私家版) 四二―四五頁。

(8) 田保橋前掲書三〇五―三〇六頁。「朝鮮論」は同日附の岩倉宛書簡(当面外交的解決につとめれば朝鮮側の態度次第で「和戦の権」が日本側に帰することになると主張している)の別紙として書かれている。菊田貞雄「征韓論の真相と其影響」(昭和一六年 東京日日新聞社、大阪毎日新聞社) 二五四―五七頁。

(9) 菊田前掲書一四八―四九頁、一六一頁。

(10) 長波熊太郎遺稿「征韓論分裂始末」(明治三十九年文昌堂磯部屋書店)

日本近代化への国際的条件 (二)

(11) 同上書

- (12) ここでは紙数の都合で非征韓派の主張を逐一紹介することを省いた。菊田前掲書一六四―七一頁。煙山専太郎「征韓論実相」(明治四〇年早稲田大学出版部)二二―一七頁。征韓論については他に、田中惣五郎「征韓論・西南戦争」(昭和一四年白揚社)

- (13) 田保橋前掲書三二七―二八頁。なお同書はこの上奏を明治七年としているが、六年が正しい。

- (14) 外務省監修「日本外交年表並主要文書」(昭和三〇年日本国際連合協会 昭和四〇―四一年原書房) 上巻五四―五五項。

- (15) 台湾征討問題の経過は英修道「一八七四年台湾蕃社事件」(法学研究二四―九・一〇合併号)。

- (16) この件についてのすぐれた研究は姜徳相「李氏朝鮮開港直後における朝日貿易の展開」(歴史学研究二六五)。「朝鮮貿易史」(昭和一八年朝鮮貿易協会)もこの時期を日本の貿易独占時代としている(四一―四二頁)。

- (17) 大畑前掲書九〇―九二頁、臼井前掲論文九八―一〇〇頁。

- (18) 殖産興業政策については和崎皓三「富国強兵・殖産興業」(「日本歴史講座」第五巻 昭和三一年東京大学出版会)、揖西光速「資本主義の育成」(岩波講座 日本歴史)第一六巻近代3(昭和三三年岩波書店) 参照。松方財政と大隈財政との異同、その性格については論争があるがここでは略する。

- (19) 日本の軍事的発展については藤原彰「軍事史」(昭和三六年 東洋経済新報社) 参照。

- (20) このことは他方では日本ナショナリズムの性格を規制しているが、ナショナリズムの問題については別に取纏めるつもりなので、ここでは割愛する。

- (21) 朝鮮「独立」政策の内容をみれば、それが朝鮮に対する清国の宗主権を排除しようとするとともに、朝鮮に対する日本の影響力や勢力を増進させようとするものであったことが知られる(なお本文五六頁参照)。

(22) 竹添公使がクーデター計画にどの程度関与していたかの詮索は、外交史の論文に譲ることにする。

(23) 臼井、前掲論文一〇一頁、大畑前掲書九七頁。

(24) 臼井前掲論文一〇二—三頁、一一〇—一一頁。

(25) 拙稿(一)(本誌前号)三八—三九頁、大畑「日本における外国人待遇の変遷——通商航海条約を中心として」(一)(アジア研究一五一—一)。

(26) 臼井前掲論文一二二頁以下。

(27) このうち、日露戦争については私は次の論文を発表した。「日露戦争と満韓問題」(近代日本史研究五、六)、「日露戦争」(歴史教育七—一)、「日露開戦外交」(日本国際政治学会編「日本外交史研究—日清・日露戦争—」昭和三七有斐閣、所収)。

その他の関係文献や経過については大畑前掲書九九—一五九頁参照。

(28) 信夫清三郎「陸奥外交」(昭和一〇年叢文閣)

(29) 中塚明「日清戦争」(「岩波講座 日本歴史」近代4「昭和三七年岩波書店」)一四二—四六頁。なお同氏「日清戦争の研究」(昭和四三年青木書店)参照。同氏は伊藤(博文)と川上(操六)参謀次長の共謀を指摘しているが、元外務省政務局長

の中田敬義は、陸奥と川上の協同を指摘している(同氏述「日清戦争の前後」昭和一三年外務省)。

(30) 「蹇蹇録」

(31) この点については大畑前掲書一〇九—一一頁。

(32) 「蹇蹇録」

(33) 拙稿「日本における外国人待遇の変遷——通商航海条約を中心として」(二)(アジア研究一五—二)。

(34) 土井輝生「日本の近代化過程における対外経済・取引法の変遷」(比較法学二—一)一五六—五九頁。

日本近代化への国際的条件(二)

- (35) 森芳三「明治前期における近代的独占の先駆形態」(経済学三七—三八)、「明治二十九年日清通商条約と資本輸出」(山形大学紀要／社会科学Ⅴ—一三)、「明治以後の資本主義化と独占化—日本産業革命の再検討—」(歴史学研究二六六)
- (36) 渡辺修二郎「対清対欧策」(明治二七年奉公会) 九〇頁以下。
- (37) 稲垣満次郎「外交と外征」(明治二九年民友社) 七五—八一頁、一五三—一七〇頁。
- (38) 日本は他に、講和条約によって取得した台湾の対岸の地である福建省に勢力を拡張しようとしたが(一八九八・四・二二福建不割譲に関する交換公文)、同地における施策はその後それほどの発展をみなかった。
- (39) 詳しくは大畑前掲書一一三頁以下。
- (40) 日本はこの議定書にもとづく賠償金を「対支文化事業」費にふりかえた。
- (41) 大畑前掲書一三一—一三三頁、前掲論文「日露開戦外交」一〇七—一一〇頁。
- (42) 「日本外交年表並主要文書」上巻二〇六—二一〇頁、なお拙稿「日露開戦外交」一〇九—一一〇頁参照。
- (43) 註27の日露戦争関係拙稿参照。
- (44) この点については学界にも論争のあったところである。大畑前掲書一五六—一五八頁参照。
- (45) 前掲書一四〇—一四五頁、一四八—一四九頁。
- (46) 同上書一五七頁。
- (47) この点についての問題の指摘は Robert E. Ward ed, *Political Development in Modern Japan*, Princeton 1968 所収
 ◎ Marius B. Jansen; *Modernization and Foreign Policy in Meiji Japan* (pp. 178-188) 及び Nobutaka Ike; *War and Modernization* 参照。なおこれらの問題についても別に取纏めて考察する予定である。
 「本稿は、昭和四二年度文部省科学研究費(機関研究)による研究成果の一部である。」